【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第3項

【氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】 該当事項なし

【提出日】 平成30年7月24日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 該当事項なし

【提出形態】 該当事項なし

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

訂正報告書(大量保有報告書・変更報告書)

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社テラスカイ
証券コード	3915
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人 (ケイマン諸島法に基づくリミテッドパートナーシップ)
氏名又は名称	イーストベイ・マスター・ファンド・エル・ピー (EastBay Master Fund, L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9007、カマナ・ベイ、ネキサス・ ウェイ89
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 樋口航
電話番号	03-6775-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	变更報告書No. 2	
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年5月9日	
訂正箇所	下記参照	

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと